

質問に対する回答について

調査等名) 仙台北部道路 利府高架橋はく落対策設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>【特記仕様書 2-4 橋梁補修設計 2-4-1】 事前調査に記載の作業可能時間（23時～5時） ですが、金額算出に際して、労務単価に時間外補 正（深夜）を掛けて算出でしょうか。または、人 工に時間外補正（深夜）を加味し、人工を算出で しょうか。なお、労務単価及び人工の時間外補正 （深夜）の算出方法もご教示お願いします。</p>	<p>金額算出に際して、労務単価に時間外補正 （深夜）を掛けて費用を算出して下さい。 また、事前調査は見積対象項目となっており ますので、労務単価及び人工の時間外補正（深 夜）については貴社が必要と考える費用を算出し て下さい。</p>
2	<p>【特記仕様書 2-9 交通規制工 2-9-1】 定義に記載の規制時間（23時～5時（22時～ 6時））ですが、金額算出に際して、労務単価に 時間外補正（深夜）を掛けて算出でしょうか。ま たは、人工に時間外補正（深夜）を加味し、人工 を算出でしょうか。その場合、特記仕様書ならび に金抜設計書に記載の交通誘導員 A・B（配置時 間23時～5時）の 配置人数はすでに時間外補正 （深夜）を考慮されているのでしょうか。なお、 労務単価及び人工（配置人数）の時間外補正（深 夜）の算出方法もご教示お願いします。</p>	<p>金額算出に際して、労務単価に時間外補正 （深夜）を掛けて費用を算出して下さい。 公告図書に記載の交通誘導警備員は時間外補 正（深夜）を考慮しているものとしてお考え下 さい。 時間外補正については、土木工事積算基準 （4週8休）第4編 労務費 をもとに算出して ください。</p>
3		
4		
5		
6		